

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 0 号
件 名	災害時のトイレやペットの同行避難等について
要 旨	<p>災害時の一番の問題は、トイレが使えないこと。仮設トイレの設置は3日以内にできた自治体が34%で、半分近くの自治体が1週間たっても未設置でした。(東日本大震災)中央区や東区の液状化地域等は、30分程度で津波や浸水が始まる。避難所のトイレは、災害で下水が断水、逆流したり、排水管が破損したら使用できない。業者さんは浸水等で運搬できない、不可能。小型ボートではどうか。仮設トイレが到着するまでの数日間のトイレは、携帯トイレ、バケツ、ビニール袋、穴を掘る簡易組立式トイレ。障がい者、老人、子供、病人等に配慮した、さらなる改善の余地が必要。トイレで体調を崩すメカニズムがある。飲食は我慢できるけど、トイレは我慢できません。最優先の避難項目として黙殺しないでほしい。トイレとペットは優先です。</p> <p>次に、避難所へのペットの同行について。ペットの小動物は、家族の一員。中央区等で、避難所でありながらペット同行禁止施設がいっぱいある。避難住民さえ知らない。防災避難訓練には、ペットも同行させて参加しているのに、災害時の同行禁止は知らない。行政は黙殺、沈黙している。なぜ同行できないのか、放置、置き去りなんかできない。行政の権力の私物化です。行政は、住民も小動物も守る気がない。同行禁止の各自治会、集合住宅等、閲覧する気もない。恥ずかしい。</p> <p>また、災害時には避難所に自治会役員は何も持参しなくていいと言う。おかしい。せめて要支援者名簿や自治会名簿は持参すべき。なぜ不要なのか。闇を感じます。感覚が麻痺している。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 令和5年9月19日 } 総務常任委員会 第5項 }</p>
受 理	令和5年9月8日 第382号

私たちは、昨年大雨で道路も歩道も浸水。今年もなぜか明鏡高校で防災訓練を実施。災害時に車も浸水するような場所で、なぜ毎回津波浸水訓練があるのか不思議です。津波に向かって避難するなんて危険、あり得ない。障がい者、お年寄り、子供は津波に向かって避難するなんて危険。

上記の切実な思いを重く受け止めて、慎重に御審議の上、下記の項目に取り組むことや制度を充実させることを求めて陳情します。

記

- 1 災害時に仮設トイレが設置されるまでの期間の対応を、早急に構築すること。
- 2 液状化地域の避難所には、簡易トイレを常設、増設すること。
- 3 避難所のペット同行可能な施設を見直しすること。
- 4 ペットの同行が禁止なら、同行可能な避難所を市報にいがたへ掲載し、自治会にも回覧すること。
- 5 避難所に自治会役員等は何を持参すべきなのか、ルールを作成すること。